

## 業務委託仕様書

### 1 委託事業の名称

令和8年度インバウンド向け富裕層対応ガイド育成事業

### 2 委託期間

契約締結日より令和9年2月26日（金）まで

### 3 委託事業の目的

本事業は、仙台エリアを起点に東北全体を視野に入れ、欧米豪を中心とする富裕層旅行者に対応できるガイドを育成するとともに、育成したガイドが旅行会社・ランドオペレーター・DMC等から継続的に受注できる状態を構築することを目的とする。また、ガイド情報を一元管理（リスト化）し、対応言語・得意分野・富裕層対応可否等の観点で分類したガイドリストを整備・公開することで、旅行会社等が最適なガイドを選定できる受入体制を構築する。これにより、欧米豪市場向け受入体制の質的向上、富裕層対応が可能なガイド層の拡大、仙台を東北における富裕層旅行のゲートウェイとして確立することを通じて、地域の国際観光ブランド力を強化する。

### 4 委託事業遂行上の基本的事項

第3項の目的を十分理解したうえで受託者の有する知見、ノウハウ等を十分生かすよう努めること。

### 5 委託事業内容

本事業は、以下に掲げる研修プログラム及び受注体制構築に関する業務で構成する。

#### (1) ガイド育成研修プログラムの企画・実施（基礎・集合研修）

仙台・東北エリアで活動するガイドを対象に、欧米豪富裕層対応に必要な知識及びスキルを習得させるための研修を企画・実施すること。本研修は、全国通訳案内士の資格を保有していることを参加要件とし、できる限り多くのガイドが参加できるよう、一定規模の人数を対象として実施するものとする。研修内容には、少なくとも以下を含めること。

##### ① トップガイドによる講義

世界のラグジュアリー旅行市場で活躍するトップガイドを講師に迎え、富裕層が求める体験価値・インタープリテーション・ストーリーテリング等、富裕層対応の要点を講義すること。

② 仙台・東北における欧米豪富裕層ニーズ勉強会

欧米豪富裕層の文化的背景・価値観・行動特性を体系的に理解し、「なぜ仙台・東北の体験が選ばれるのか」を深掘りする勉強会を実施すること。

(2) 実践スキル研修・個別フィードバック（少人数・選抜）

(1) の集合研修参加者のうち、一部の参加者を対象に、人数を絞った形での実践的な研修及び個別フィードバックを企画・実施すること。

① 実践スキル研修

プレゼンテーション、観光通訳、ロールプレイ（空港・ホテル・移動・現地案内等）など、実際の富裕層対応の現場で即応できる実践的スキルを習得させること。

② 個別フィードバック

参加者個々の英語力・ホスピタリティ・ストーリーテリング力等を評価・可視化し、個別のフィードバック・アドバイスを行うこと。評価結果は、今後の育成指針の策定に活用できる形で整理すること。

(3) ガイド向け FAM（現地検証）

(2) の対象者等を中心に、地域で造成された体験・ツアーコンテンツをガイド自身が体験する現地検証（FAM）を実施すること。事前のタリフ説明会を行ったうえで、ガイドが顧客目線で体験し、ガイド視点での評価・改善提案を行うことで、より「案内できる」「伝えられる」コンテンツへとブラッシュアップにつなげること。

(4) 研修プログラム修了判定及び修了証の発行

本研修プログラムの全課程を受講した者に対し、研修終了後に修了判定テストを実施するものとする。受講者の理解度及び習得状況を評価し、所定の基準を満たした者については修了証を発行すること。

(5) ガイドが「仕事を受注できる状態」にするための受注体制構築

本事業は、ガイドを育成するだけでなく、育成したガイドが旅行会社、ランドオペレーター、DMC 等から継続的に受注できる状態を構築することに最大の力点を置く。受託者は、以下を実施するとともに、その目的達成に向けた独自の提案を行うこと。

① ガイドリストの作成

対応言語、得意分野、富裕層・VIP 対応可否、MICE 対応、資格・スキル等の観点からガイドを分類し、ガイド一覧および個人プロフィール等を整備したガイドリストを作成すること。作成したガイドリストは、旅行会社・ランドオペレーター・DMC 等が最適なガイドを選択できる構造となるよう、分類体系・検索性・閲覧性を確保するものとする。ガイドリストは、(公財) 仙台観光国際協会（以下、協会）が運営するサ

イトに掲載する形式で作成すること。また、リストは協会が二次利用可能なデータ形式で納品すること。

② 受注機会創出に向けた独自提案

育成したガイドと旅行会社・ランドオペレーター・DMC等とのマッチング等、富裕層向け商品の造成・販売・受注につながる提案があれば予算内で実施すること。

(6) 業務報告書の作成

事業の進捗状況及び実施内容について、中間報告会及び業務完了後の報告会を含め、計3回以上の報告会を実施すること。報告会は、概ね3か月に1回以上の頻度で開催し、実施状況、成果、課題及び次回までの改善方針等を整理のうえ、協会と共有するものとする。

(7) 本事業の目的に合致し、実現のために効果的と認められる業務、または必要となる取組みがある場合は提案を行い、協会及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

なお、独自提案に係る費用は事業費に含めるものとする。

(8) 令和9年度以降の施策提案

本事業の実施結果及び富裕層対応ガイド育成事業の動向を踏まえ、令和9年度以降における事業の推進方策について、協会に提案すること。

6 KPI

実施内容または支援内容	KPI
	アウトプット
(1) ガイド育成研修プログラム (2回合計)	15名以上
(2) 実践スキル研修・個別フィードバック (2回合計)	10名以上
(3) ガイド向けFAM (2回合計)	10名程度
(4) ガイドリストの作成	10名程度

7 支払い方法

履行確認後、一括での口座振り込みにより支払いするものとする。

## 8 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- ・本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、協会に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者は又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ・業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、協会は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ・受託者は、協会に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・掲載写真を自社において撮影し活用することは可能であるが、撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること。
- ・制作にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関することは、受託者がその手続きを行うこととする。
- ・受託者は、制作物が第三者の著作権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から制作物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 9 契約に関する条件

- (1) 受託者は協会と綿密に連絡を取るとともに、協会の指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、各工程を一括して受託者内で完結できることとし、基本的には第三者委託を禁止とする。再委託する場合には、あらかじめ協会の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。
- (3) 受託者は本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や協会から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。
- (4) 受託者は協会から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。なお、協会が必要に応じて仙台市等団体と成果物を共有することについては妨げないものとする。
- (5) 受託者が実施運営した事業に関して、事故等が発生した場合においても、協会はその責任を一切負わないものとする。
- (6) 受託者は本業務が完了した後、速やかに完了届及び業務完了報告書（電子媒体及び紙媒体で各1部）を協会に提出し履行確認を受けなければならない。また、業務が完了していない状態であっても、協会が途中報告を求めた場合には速やかに応じること。
- (7) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は協会と協議を行うこと。